

下関市個人向け防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた取組を推進するため、個人が住宅用に防犯カメラを設置するための費用の一部を補助する下関市個人向け防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき下関市の住民基本台帳に記録されている者又は市長が特に必要があると認める者をいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する下関市内の家屋で、一戸建ての住宅、共同住宅の専用部分及び併用住宅の居住部分（出入口が区分して設けられているものに限る。）をいう。
- (3) 防犯カメラ 犯罪の発生の未然防止等を目的として、住宅の屋外に設置され、継続的又は動体検知により間欠的に映像を撮影する撮影機、録画装置その他関連機器で構成されるものをいう。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第6条の規定による申請の日において市民であること。
 - (2) 市税を滞納していないこと。
 - (3) 本人又は本人と同一世帯に属する者が、同一年度において補助金の交付の決定を受けていないこと。
 - (4) 本人又は本人と同一世帯に属する者が、同一年度において補助金の交付の対象となる防犯カメラの設置に関し、国、県又は他の地方公共団体から同種の補助金の交付の決定を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、本人又は本人と同一世帯に属する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象者としなない。

- (1) 下関市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 42 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等
 - (2) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあると認められる者
- （補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市民が自ら居住する住宅に設置する防犯カメラに要する費用で、令和 7 年度においては令和 7 年 7 月 1 日以降に、令和 8 年度以降においては別に市長が定める期日以降に購入し、及び設置するもののうち、次に掲げる経費（保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理に係る費用及び保証料、配送料、撤去費用、移設費用等を除き、消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

- (1) 防犯カメラの購入費用及び設置工事費用
 - (2) 防犯カメラの設置を示す表示板等の設置費用
 - (3) その他防犯カメラの設置に必要な費用として市長が認める経費
- （補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 の額とし、1 世帯につき 1 回限りとし、3 万円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下関市個人向け防犯カメラ設置費補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

- (1) 住民票（世帯全員）の写し（申請の日前 3 月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 市税の滞納なし証明書（申請の日前 3 月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 防犯カメラを購入し、及び設置した際に発行されたレシート又は領収書の写し（購入日又は設置日、金額、店舗名及び内訳等がわかるものに限る。）

- (4) 防犯カメラを設置したことが確認できる写真（住宅の判別ができる遠景写真 1 枚及び設置場所と撮影方向がわかる近景写真 1 枚の計 2 枚以上とする。）
- (5) 補助金の受取に使用する申請者本人の口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人等が明記されている通帳等の写し
- 2 前項に規定する申請（以下「交付申請」という。）は、令和 7 年度においては令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 1 月 30 日までに、令和 8 年度以降においては別に市長が定める期間内に行わなければならない。
- 3 市長は、交付申請を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、その受付を停止するものとする。ただし、同日に複数の交付申請があった場合で、当該交付申請の全てを受け付けると補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、当該交付申請は同着とみなし、抽選によって受け付ける交付申請を決定する。
- 4 前項ただし書の規定により抽選を行った場合は、市長は、当該抽選の対象となった者に対し、その抽選の結果を文書で通知するものとする。
- 5 申請者から提出のあった書類は、返還しないものとする。
- （交付の決定）

第 7 条 市長は、交付申請を受け付けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めたときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

（交付の条件）

第 8 条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

（決定の通知）

第 9 条 市長は、第 7 条の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市個人向け防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、第 7 条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、下関市個人向け防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書（様

式第3号)により、補助金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受け取った日の翌日から起算して14日を経過する日又は補助金の交付申請をした日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、下関市個人向け防犯カメラ設置費補助金交付申請取下書(様式第4号)により当該補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により交付申請が取り下げられたときは、当該交付申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の交付)

第11条 市長は、交付決定者に対し、第5条の規定により算定した額の補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、交付決定者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、下関市個人向け防犯カメラ設置費補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した財産を、市長の承認を

受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、返品し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合はこの限りでない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外により財産を処分するとき。
- (2) 交付決定者が補助金の全部に相当する金額を市に納付したとき。
- (3) 当該補助金の交付を決定した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して3年を経過したとき。
- (4) その他市長が認めたとき。

(質問等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し質問をし、報告を求め、又は財産の使用等に関する調査等を行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年9月16日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和9年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなお、その効力を有する。